

議案第103号

市長及び副市長の給料月額の減額に関する特例条例の制定について

市長及び副市長の給料月額の減額に関する特例条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年11月28日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 市長及び副市長の給料月額を減額したいため。

市長及び副市長の給料月額の減額に関する特例条例案

市長及び副市長の給料月額の減額に関する特例条例

令和8年4月1日から令和8年5月31日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあった者（以下「市長」という。）が退職した場合にあっては、その退職した日）までの間における市長及び総務部に属する事務を分担する副市長の給料の月額に対する交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）附則第6項の規定の適用については、同項の表市長の項中「100分の68」とあるのは「100分の58」と、同表副市長の項中「100分の78」とあるのは「100分の68」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。